

山医発第 126 号
令和 7 年 4 月 18 日

各郡市医師会長 様

山口県医師会
会 長 加藤 智栄

令和 7 年度 4 月診療分から実施する公務災害医療の請求・支払方法に関する
Q&A（第 1 版）について

平素から会務運営にご協力いただき深謝申し上げます。

さて、公務災害医療の請求支払につきましては、令和 7 年 2 月 5 日付文書（山医発第 1347 号）にてお知らせをしているところですが、令和 7 年 4 月診療分から、山口県医師会員の医療機関から県（地方公務員災害補償基金）へ直接、診療報酬請求書を送付する仕組みで行われております。

本制度に関する Q&A を作成いたしましたので、今後の請求の際にご参照ください。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

当会ホームページに通知を掲載しております。

「医療・介護保険—自賠責保険」

<http://www.yamaguchi.med.or.jp/medical/jibaiseki/>



添付資料

・ 公務災害医療の請求・支払に関する Q&A（第 1 版）

山口県医師会 医事・保険課(神田)

TEL : 083-922-2510 FAX : 922-2527

E-mail : h-kanda@yamaguchi.med.or.jp

公務災害医療の請求・支払に関する Q&A（第 1 版）

令和 7 年 4 月 10 日

山口県医師会

1 これまで、公務災害の請求・支払を県（地方公務員災害補償基金）にしたことがなく、今後もする予定がない場合

（答）

公務災害の請求・支払を行っていない医療機関については、本文書は無関係となりますので、ご放念ください。

2 2025 年 4 月診療分から公務災害の請求支払方法が変更する対象医療機関について

（答）

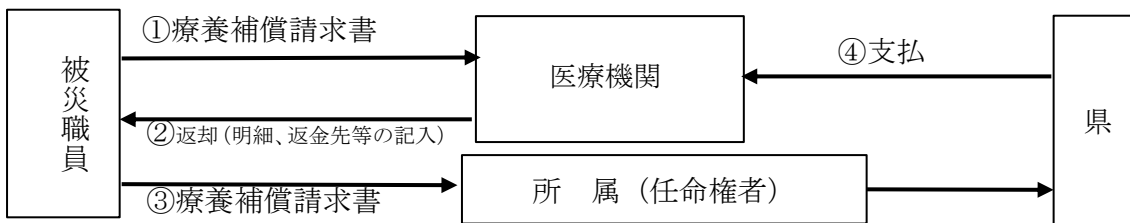
山口県医師会の会員が所属する医療機関が対象となります。したがって、1 名でも山口県医師会会員が医療機関に所属していれば、公務災害の請求支払は、医療機関から県（地方公務員災害補償基金）へ直接請求することとなります。

3 県医師会会員である医師が在籍 0 名となった場合はどうなりますか。

（答）

県医師会会員が退会して、会員の在籍が 0 名となった場合は、図 1 の請求方法となります。（総合病院を除いては令和 7 年 3 月以前の請求方法に戻ります。）

図 1



4 県医師会会員である医師が新たに在籍し、今後も公務災害の請求支払を行うが、何か手続きが必要か。

（答）

届出等の手続きはありません。2025 年 4 月以降の診療分は請求手続きの方法は、問 3 の図 1 ではなくて、医療機関から県（地方公務員災害補償基金）へ直接請求することとなります。（詳細は、山口県医師会のホームページ→医師・医療機関の皆様へ→医療・介護保険→自賠償関係に進みますと、請求方法のフローチャートがございますので、ご参照ください。）

5 令和7年4月診療分を請求する際に提出する書類は何でしょうか。

(答)

令和7年4月以降に初めての公務災害患者の治療の請求には、「療養の給付請求書（様式第5号）」と「診療報酬請求書」、「レセプト（診療報酬明細書）」の3点を提出します。2回目以降の請求は、「診療報酬請求書」と「レセプト（診療報酬明細書）」の2点を提出することとなります。（レセプト（診療費の請求明細書）は、今まで公務災害として請求していたレセプトと同じです。）

ただし、初診月が令和7年3月31日以前であっても令和7年4月以降の診療分の初回請求時には提出書類は2点ではなく、「療養の給付請求書（様式第5号）」と「診療報酬請求書」、「レセプト（診療報酬明細書）」の3点となります。

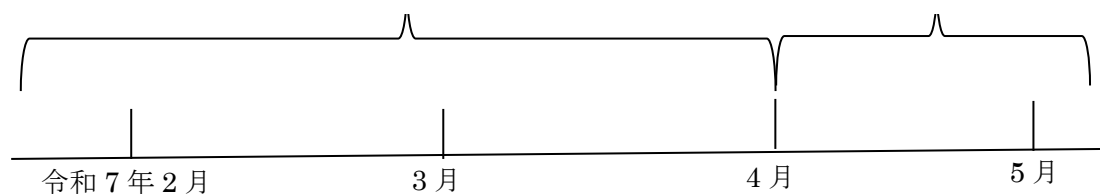
6 請求・支払方法が変更する以前の診療分（例：3月）と令和7年4月診療分をまとめて請求する場合はどうすればよいですか。

(答)

令和7年3月分と4月分の数か月分をまとめて請求する場合については、図2により、3月分は従来の「患者が持参した療養補償請求書（様式第6号）を患者に返却する請求方法」で行い、4月分は「医療機関が県に直接請求する方法（療養の給付請求書（様式第5号）他3点を提出）」で行う必要があります。

図2 請求手続き方法の変更時期について

従来通り請求（令和7年3月31日までの診療分） 県に直接請求（令和7年4月1日以降の診療分）



7 請求書類はどこで入手できますか。

(答)

「療養の給付請求書（様式第5号）」及び「診療報酬請求書」は、山口県医師会のホームページ→医師・医療機関の皆様へ→医療・介護保険→自賠償関係にございますので、ご活用ください。URLは以下となります。

URL: <http://www.yamaguchi.med.or.jp/medical/jibaiseki/>

8 請求書の送付先はどこですか。

(答)

〒753-8501 山口県山口市滝町 1-1 地方公務員災害補償基金山口県支部宛に送付をお願いします。

9 療養の給付請求書（様式第 5 号）は医療機関が用意するのか。

（答）

本来、様式 5 号は、患者が記入する書類です。しかし、請求事務作業をスムーズにするために、認定が下りる前に記載できるところを患者が記入して医療機関に持参し、医療機関で保管しておいて、認定が下りたら、患者の所属先から認定番号の連絡があるので、完成して他の書類と合わせて提出する。これは、県から許可が出ています。患者が持参しなくても、医療機関が用意し必要なところを記載してもらっておくのもかまいません。（問 7 の県医師会ホームページに様式がありますので、ご活用ください。）

10 公務災害の請求・支払において作成した診療に関する書類は、いつまで保存すべきか。

（答）

5 年間となります。（参考）県と県医師会で締結した公務災害の集合契約に関する協定書「第 6 条 指定医療機関は、診療に関する書類でこの契約に基づき作成したものを、その完結の日から 5 年間保存するものとする。」